

行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 9 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

行政文書管理規程の一部を改正する訓令

行政文書管理規程（平成 11 年岩手県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第31条関係） 文書記号			別表（第31条関係） 文書記号		
1 本庁			1 本庁		
部 局	課 等	記 号	部 局	課 等	記 号
[略]			[略]		
保健福祉部	[略] 児童家庭課	[略] 児	保健福祉部	[略] 児童家庭課 <u>医師確保対策室</u>	[略] 児 <u>医確</u>
[略]			[略]		
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、平成 18 年 9 月 19 日から施行する。